

岡山県生涯学習センター施設・設備利用規程（指定管理者）

（目的）

第1条 この規程は、岡山県生涯学習センター条例施行規則（平成8年岡山県教育委員会規則第19号。以下「規則」という。）に基づき、岡山県生涯学習センター（以下「センター」という）の施設及び設備の利用についての基準を定めることを目的とする。

（利用手続）

第2条 センターの施設・設備を利用しようとするものは、規則に定める利用手続によりセンター指定管理者に利用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、人と科学の未来館サイピアを学校教育活動として利用する場合は、学校教育活動に係る利用等申請書（様式第1-1号）（様式第1号及び様式第1-1号とも以下「申請書」という。）を提出するものとする。

指定管理者は、申請の内容を調査し、適当と認めるときは教育財産使用許可書（様式第2号）（以下「許可書」という。）を交付する。

- 2 前項の手続は、利用日を含む利用前に行わなければならない。
- 3 第1項の利用許可申請は、利用をしようとする月の4ヶ月前の月の初日から受け付ける。ただし、岡山県生涯学習センター利用料金減免基準第2条第1号から第3号に掲げる減免事由に該当する利用については、その月の3ヶ月前の月の初日から受け付ける。また、人と科学の未来館サイピアを学校教育活動として利用する場合は、前年度の11月1日から受け付ける。なお、交流棟展示スペース、児童遊園地、バス駐車場については、別添利用方法に定めるとおりとする。
- 4 施設等の利用は、申し込み順とする。
- 5 利用許可の変更を申し出る場合は、利用変更許可申請書（様式第3号）に許可書を添付して変更の許可を受けなければならない。
- 6 前項変更許可により使用料に超過額が生じた場合は、超過額を返還しない。

（利用期間）

第3条 施設・設備の利用期間は、原則として1回1日以内とする。

ただし、指定管理者が必要と認める場合はこの限りではない。

（利用できる施設・設備の範囲）

第4条 センターの施設は、情報・創作棟、交流棟及び人と科学の未来館サイピアとし、設備はそれに属する設備とする。

(利用の制限)

第5条 センターは、県民の生涯学習の推進を図ることを目的とした施設であり、県立鳥城高等学校の施設と共用し一体的管理を行うことから、次の各号の一に該当する団体等の利用申込みに対して、その利用を制限することができるものとする。

- 一 営利を目的とする利用、若しくは営利事業を援助する利用と認められる場合
 - 二 特定の政治活動、または宗教活動との関連があると認められる場合
 - 三 施設設備を毀損する恐れがあると認められる場合
 - 四 その他管理上支障があると認められる場合
- 2 施設等の利用に当たって、利用申請書記載の目的外に使用しないこと。また、許可を受けた施設等を第三者に使用させないこと。
- 3 利用許可された施設等の現状を許可なく変更しないこと。

(利用許可の取消)

第6条 次の各号の一に該当する場合は、その利用を停止又は利用許可を取消することができる。

- 一 この規程に違反して利用した場合
- 二 虚偽の申請をした場合
- 三 指定管理者において緊急やむを得ず取消を必要とする場合
- 四 その他管理上支障があると認められる場合

(損害の弁償)

第7条 前条により利用を取り消された場合において、その取消により生じた損害は利用者において負担する。また、取消による施設・設備の使用料は返還しない。

- 2 利用施設、設備を損傷毀損した場合は、ただちに指定管理者に届け出、その指示に従うこと。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。